

公平事務委託市町村等の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年5月8日

岩手県人事委員会

委員長 渡辺 正和

岩手県人事委員会規則第19号

公平事務委託市町村等の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

公平事務委託市町村等の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年岩手県人事委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表第1 市町村（第2条関係）			別表第1 市町村（第2条関係）		
1 宮古市			1 宮古市		
	組織	職員		組織	職員
	[略]			[略]	
市長の 事務部 局	本庁	部長 危機管理監 会計管理者 <u>次長 推進監</u> 課長 所長 総務課の係長（人事、給与、サービス又は職員団体の事務を担当する者に限る。） <u>法制執務課の係長</u> 財政課の財政係長 <u>契約管財課の係長</u> （庁舎管理の事務を担当する者に限る。） <u>秘書課の秘書係長</u>	市長の 事務部 局	本庁	部長 危機管理監 会計管理者 課長 所長 総務課の係長 財政課の財政係長 <u>施設管財課の係長</u> <u>秘書広報課の秘書係長</u>
	[略]			[略]	
	総合事務所	[略]		総合事務所	[略]
	保育所	[略]		保育所	[略]
	[略]			[略]	
	保健センター	所長（宮古保健センターの所長に限る。）		保健センター	所長（宮古保健センター及び田老保健センターの所長に限る。）
教育委員会 の 事務局 等	事務局	教育部長 課長 総務課の係長（人事、給与及びサービスの事務を担当する者に限る。）	教育委員会 の 事務局 等	事務局	教育部長 課長 教育総務課の係長（人事、給与及びサービスの事務を担当する者に限る。）
	小学校及び中学校	[略]		小学校及び中学校	[略]
	北上山	館長			

	地民俗 資料館
[略]	

2 大船渡市

組 織	職 員	
[略]		
市長の 事務部 局	本庁	会計管理者 部長 局長 室長 課長 所長 次長 秘書課の課長補佐及び秘書係長 総務課の課長補佐（人事、給与及びサービスの事務を担当する者に限る。）及び <u>人事係長</u> 財政課の課長補佐（予算の事務を担当する者に限る。）及び財政係長
	[略]	
教育委 員会の 事務局 等	本庁	教育次長 課長 教育総務課の課長補佐（ <u>人事、給与及びサービスの事務を担当する者に限る。</u> ）
	[略]	
[略]		

3 花巻市

組 織	職 員	
[略]		
教育委 員会の 事務局 等	事務局	部長 課長 教育企画課の課長補佐（ <u>人事、給与又はサービスの事務を担当する者に限る。</u> ）
	[略]	
	保育園	園長（西公園保育園、湯口保育園、宮野目保育園、太田保育園、大迫保育園、 <u>上瀬保育園</u> 及び成島保育園の園長に限る。）
	[略]	
[略]		

4・5 [略]

6 遠野市

組 織	職 員	
[略]		
市長の 事務部 局	本庁	部長 会計管理者 課長 所長（ <u>地域包括支援センターの所長に限る。</u> ） 総務課の課長補佐、行政文書係長及び職員係長 経営企画課の主査

[略]	

2 大船渡市

組 織	職 員	
[略]		
市長の 事務部 局	本庁	会計管理者 部長 局長 室長 課長 所長 次長 秘書課の課長補佐及び秘書係長 総務課の課長補佐（人事、給与及びサービスの事務を担当する者に限る。）及び <u>人事研修係長</u> 財政課の課長補佐（予算の事務を担当する者に限る。）及び財政係長
	[略]	
教育委 員会の 事務局 等	本庁	教育次長 <u>参事</u> 課長 <u>技監</u> 教育総務課の課長補佐
	[略]	
[略]		

3 花巻市

組 織	職 員	
[略]		
教育委 員会の 事務局 等	事務局	部長 課長 教育企画課の課長補佐
	[略]	
	保育園	園長（西公園保育園、湯口保育園、宮野目保育園、太田保育園、大迫保育園及び成島保育園の園長に限る。）
	[略]	
[略]		

4・5 [略]

6 遠野市

組 織	職 員	
[略]		
市長の 事務部 局	本庁	部長 会計管理者 課長 所長 総務課の課長補佐、行政文書係長及び職員係長 経営企画課の主査（秘書の事務を担当する者に限る。） 財

		(秘書の事務を担当する者に限る。 ) 財政課の課長補佐及び主査(予 算及び庁舎管理の事務を担当する者 に限る。)
	市民セ ンター	所長 課長 室長
	支所	[略]
	[略]	
教育委 員会の 事務局 等	事務局	教育部長 課長 室長 学校総務課 の課長補佐
	[略]	
	[略]	

7～10 [略]

11 八幡平市

組 織	職 員	
	[略]	
市長の 事務局	本庁	部長 会計管理者 課長 企画財政 課の課長補佐、秘書政策係長及び財 政係長 総務課の課長補佐、行政係 長及び契約管財係長
	[略]	
	[略]	

12 奥州市

組 織	職 員	
	[略]	
市長の 事務局	本庁	部長 会計管理者 参事 所長(地 域包括支援センターの所長に限る。 ) 課長 未来羅針盤課の秘書係長 総務課の課長補佐(人事、給与又 は服務に関する事務を担当する者に 限る。)、行政係長、人事係長及び 給与厚生係長 財政課の課長補佐及 び財政係長 財産運用課の課長補佐 (庁舎管理に関する事務を担当する 者に限る。)
	[略]	
	認定こ ども園	[略]

		政課の課長補佐及び <u>財政係長</u>
	支所	[略]
	[略]	
教育委 員会の 事務局 等	事務局	教育部長 課長 学校総務課の課長 補佐
	[略]	
	[略]	

7～10 [略]

11 八幡平市

組 織	職 員	
	[略]	
市長の 事務局	本庁	部長 会計管理者 課長 <u>主幹</u> 企 画財政課の課長補佐、秘書政策係長 及び財政係長 総務課の課長補佐、 行政係長及び契約管財係長
	[略]	
	[略]	

12 奥州市

組 織	職 員	
	[略]	
市長の 事務局	本庁	部長 会計管理者 参事 所長 課 長 未来羅針盤課の秘書係長 総務 課の課長補佐、行政係長、人事係長 及び給与厚生係長 財政課の課長補 佐及び財政係長 財産運用課の課長 補佐(庁舎管理に関する事務を担当 する者に限る。)
	[略]	
	認定こ ども園	[略]
	保育所	所長 園長

[略]

13～16 [略]

17 紫波町

組 織		職 員
[略]		
町長の 事務部 局	本庁	会計管理者 部長 課長 所長（こ ども家庭センター及び施設維持セン ターの所長に限る。） 総務課の副 課長、総務係長及び職員係長 財政 課の副課長及び財産管理係長
	[略]	
[略]		

18 [略]

19 西和賀町

組 織		職 員
[略]		
教育委 員会の 事務局 等	[略]	
	小学校 及び中 学校	[略]
[略]		

20 [略]

21 平泉町

組 織		職 員
[略]		
町長の 事務部 局	本庁	[略]
	保健セ ンター	[略]
	保育所	所長
教育委 員会の 事務局 等	事務局	教育次長 世界遺産推進室長
	小学校 及び中 学校	[略]
[略]		

[略]

13～16 [略]

17 紫波町

組 織		職 員
[略]		
町長の 事務部 局	本庁	会計管理者 部長 課長 所長（こ ども家庭センター及び施設維持セン ターの所長に限る。） 総務課の総 務係長及び職員係長 財政課の財政 調整係長及び財産管理係長
	[略]	
[略]		

18 [略]

19 西和賀町

組 織		職 員
[略]		
教育委 員会の 事務局 等	[略]	
	小学校 及び中 学校	[略]
	保育所	所長
[略]		

20 [略]

21 平泉町

組 織		職 員
[略]		
町長の 事務部 局	本庁	[略]
	認定こ ども園	園長
	保健セ ンター	[略]
教育委 員会の 事務局 等	事務局	教育次長
	小学校 及び中 学校	[略]
	文化遺 産セン ター	館長
[略]		

22～32 [略]

22～32 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。